

憲法・47教育基本法・子どもの権利条約をまもり、生かそう！

# 子どもと教育・文化 道民の会

## 会報

No. 21

発行日 2010年12月10日

発行責任者 共同代表

姉崎洋一 河野和枝

事務局 〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道高等学校

教職員センター3階

TEL 090-9523-4396(柳)

FAX 011-663-0457

メールアドレス:

y.teiji99@hotmail.co.jp

## 「子どもと教育を考える新春のつどい」のご案内

すでにチラシでお知らせしているように、「子どもと教育・文化 道民の会 2011年新春のつどい」を開催します。日時は、2011年1月8日(土)午後(13時30分～16時)、会場は札幌市教育文化会館研修室です。

内容は、子どもの権利をともに考えるための講演と意見交流のつどいです。

第1部には、世取山洋介さんの講演「国連子どもの権利委員会「第3回最終所見」をどう生かす」、第2部には報告と意見交流を企画しています。世取山さんは、大学教員の仕事とともに、DCI日本支部事務局長、子どもの権利条約市民NGO報告書をつくる会代表委員など子どもの権利や教育法にかかわる研究や運動の最前線にいるパワフルな研究者です。国連子どもの権利委員会の最終所見に至る経緯や「子どもの声を国連に届ける会」の取り組みなどを、自らジュネーブなどに出かけてきた経験を踏まえて、明晰かつ生き生きとした臨場感をもってお話しされるかと思えます。

第2部では、粟野正紀さん(教育大札幌校)、松代峰明さん(富良野高校)に、子どもの権利に関して、札幌市の子どもの権利条例の現段階や高校現場での取り組みを、最初にご報告いただき、その後参加者で、自由に意見交流を行いたいと思います。

競争と自己責任論の強まりの中での子どもの孤独感の高さや、あいつぐ子どものいじめ自殺問題など、心を痛めるニュースが続いています。父母住民・教職員・教育行政・子どもたちの共同の力での根本原因打開の取り組みには何が必要でしょうか? つい先日、12月3日に公表されたユニセフ・イノチェンティ研究所の報

告書「取り残された子どもたち」(The children left Behind)は、子どもの状態に関して①物質的な幸福、②教育達成度、③身体的幸福の3項目について、OECD加盟の欧州24ヶ国と米国の比較をしてその格差の現状を明らかにしました。詳しくはここでは書きませんが、OECDの「富める国々」においても、格差や不平等が明白になっており、「子どもが精神的、肉体的に成長するチャンスは一回きりだ」「落ちこぼれ取り残されていく(falling behind)子どもの問題は現在の何百万人もの個々の子どもたちだけではなく、国民の経済的社会的未来の問題として危機的な問題なのだ」との指摘は重要です。新聞報道によれば、G. アレキサンダー所長は、「比較した24ヶ国はすべて先進国だ。子どもの貧困を克服する力は同じように持っている」と述べているようです。今回の調査は、日本はその比較において直接的な対象ではありませんでしたが、日本の子どもの貧困や格差は、米国と並び深刻であり、幸福度も低いとの指摘があるなかで、ユニセフ調査は重要な示唆を与えています。

新春の講演と意見交流のつどいでは、このような議論を含め、子どもの問題や教育の様々な問題解決や打開の方向を考えていく機会になることを期待したいと思います。皆様とお仲間お誘い合わせでのご参加を呼びかけます。

(共同代表・姉崎洋一)